

委員会会議録

(一社) 滋賀県トラック協会

会議名	平成29年度 第二回 適正化事業運営委員会
開催日時	平成29年 10月6日(金) 10:00~11:45
開催場所	滋賀県トラック総合会館 3階 「研修室1」
出席者	委員: 12名、事務局: 5名、草野専門官

協議内容
<p>定刻開会。</p> <p>1. 挨拶</p> <p>外村委員長より、田中本部長が欠席されることが伝えられ、事業者大会についての話や業界が良くなるには政治も関係しているという話をされ、挨拶された。</p> <p>その後、委員長が議長となり、議事に入った。</p> <p>2. 議題</p> <p>(1) 平成29年度適正化事業実施報告について</p> <p>事務局より①適正化実施機関活動状況、②安全性評価事業認定状況等について説明したところ、次のような意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none">・初任運転者指導教育研修会について、事故対策機構の講義内容がテキストに沿って行われておらず、今回はテキストに基づいて説明してほしい。・初任運転者は全く知らない状態なので法令の話は難しいのではないかと。 <p>(2) 当面の事業計画について</p> <p>事務局より①第二回初任運転者指導教育研修会の開催について説明。その後、滋賀運輸支局草野専門官より②適正取引推進への取り組みについての標準貨物運送約款の改正について説明が行われた。それについて以下のような意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none">・事業者への周知は定例会などで良いが、荷主にも浸透させる必要がある。・書面化の二の舞になることが懸念される。現状は書面化しても周知されておらず、あるのかわからない状態になっている。荷主の研修会、説明会を行政に開いてほしい。・事業者の努力も必要だが、荷主の協力が必要不可欠。荷主が今までの価格と同額で済むように帳尻合わせをしていくことが考えられる。法律をメディアを通じて周知できると良いのではないかと。・労働基準監督署などで拘束時間が長くなっている原因をつきつめていくとどこに問題

があるかわかるのではないか。

- ・荷主が払わないで済むように調整してくることが考えられる。荷主勧告は昔からあるが、一度も事例がない。荷主の公表すらない。法的拘束力がないと事業者は強く言えない。
- ・過積載のときのような脅しが必要ではないか。
- ・国土交通省から直接行けるかどうかはバスとの違いではないか。

(3) その他

Gマークのラッピング車について、甲西陸運(株)のトラックで9月から1年間実施されると報告。また出発式については10月26日(木)理事会終了後に行われることとなった。

次回開催は未定。追って連絡。

以 上